○厚生労働省告示第六百一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日から適用する。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表Ⅱ区分０５７(1)に次のように加える。

⑦　ライナー(v)　59,400円

別表Ⅱ区分０６５を次のように改める。

065　人工肩関節用材料

(1)　肩甲骨側材料

①　標準型　134,000円

②　特殊型　146,000円

(2)　上腕骨側材料

①　標準型　553,000円

②　特殊型　574,000円

別表Ⅱ区分０７８(1)②イを次のように改める。

イ　多孔体

i　一般型　1mL当たり14,900円

ii　蛋白質配合型　1mL当たり14,900円

別表Ⅱ区分０８０に次のように加える。

(12)　頭蓋骨閉鎖用クランプ　38,200円

別表Ⅱ区分１３３(7)②中「イ　バルーン型　187,000円」を「イ　遠位バルーン型　近位バルーン型　187,000円」に改める。

別表Ⅱ区分１５８を次のように改める。

158　皮下グルコース測定用電極

(1)　一般型　6,070円

(2)　疼痛軽減・針刺し事故防止機構付加型　6,370円

別表Ⅱに次のように加える。

174　植込型骨導補聴器

(1)　音振動変換器　396,000円

(2)　接合子付骨導端子　122,000円

(3)　骨導端子　63,200円

(4)　接合子　67,400円

175　脳手術用カテーテル　48,300円

別表Ⅴ区分００１(1)②イを次のように改める。

イ　多孔体

i　一般型　1mL当たり14,900円

ii　蛋白質配合型　1mL当たり14,900円

○厚生労働省告示第六百二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条及び第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十四条及び第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　労働安全衛生法第四十四条第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のものに係る登録個別検定機関

氏名又は名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	松井　英憲	永石　治喜	平成二十四年六月一日

2　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの、プレス機械又はシャーの安全装置、防爆構造電気機械器具、防じんマスク、防毒マスク、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの、動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具及び保護帽に係る登録型式検定機関

氏名又は名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	松井　英憲	永石　治喜	平成二十四年六月一日

○厚生労働省告示第六百三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一条の表百二十三の項から百三十六の項までを削り、同表に次のように加える。

百五十二	カーボンブラック	○・一パーセント未満	
百五十三	クロロホルム	○・一パーセント未満	
百五十四	四塩化炭素	○・一パーセント未満	
百五十五	一・四―ジオキサン	○・一パーセント未満	
百五十六	一・二―ジクロロエタン	○・一パーセント未満	
百五十七	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	○・一パーセント未満	
百五十八	ジボラン	一パーセント未満	
百五十九	Ｎ・Ｎ―ジメチルホルムアミド	○・一パーセント未満	
百六十	スチレン	○・一パーセント未満	
百六十一	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	○・一パーセント未満	
百六十二	一・一・一―トリクロロエタン	○・一パーセント未満	
百六十三	トリクロロエチレン	○・一パーセント未満	